

## 1 保険持株会社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当期のわが国経済は、企業収益が改善するなど、緩やかな回復基調にありましたが、期半ば以降、輸出が減少に転じ、また新車購入補助制度等の政策の効果の縮小に伴って個人消費が頭打ちとなったことなどから、本格的な景気回復には至りませんでした。

損害保険業界におきましては、保険料収入が伸び悩む一方、主力商品である自動車保険の損害率が高い水準で推移し、また、生命保険業界におきましては、少子高齢化を背景とする保有契約高の減少が続くなど、保険業界は引き続き厳しい事業環境におかれましては。

このような中、当社及び三井住友海上火災保険株式会社（以下、「三井住友海上」といいます。）は、平成22年4月1日付であいおい損害保険株式会社（以下、「あいおい損保」といいます。）及びニッセイ同和損害保険株式会社（以下、「ニッセイ同和損保」といいます。）との間で経営統合を行いました。当社は、商号を三井住友海上グループホールディングス株式会社から「MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社」に変更し、「MS & ADインシュアランスグループ」の持株会社として新たなスタートを切りました。

当社グループは、発足にあたり、あらゆる業務における品質の向上を通じてお客さまの信頼を獲得するとともに収益力を向上させ、持続的な成長サイクルによる企業価値の向上を目指すことなどを内容とした中期経営計画「MS & ADニューフロンティア2013」を策定いたしました。当社グループは、この計画のもと、国内損害保険事業、国内生命保険事業、海外事業を中心とする各事業を積極的に推進するとともに、グループシナジーを追求し、業務の効率化やシステムの一本化に取り組みました。当社は、グループを統括する持株会社として、成長力、収益力を強化する観点からグループ全体の経営戦略を策定し、推進するとともに、グループ会社の事業の遂行状況及び財産の状況についてモニタリングを行うなど、グループ会社の事業推進に対する支援及び経営管理を行いました。

平成23年3月に発生いたしました東日本大震災は、東北地方及び関東地方を中心に未曾有の被害

をもたらしました。当社グループは、一刻も早くお客さまに安心を提供するため、コールセンターや東北地方の拠点に多数の要員を派遣するなど、被災されたお客さまへの保険金のお支払いやさまざまなご相談への対応を迅速に行う体制の整備に総力を挙げて取り組みました。

当期における各事業の取り組みの経過及び成果は以下のとおりであります。

#### (国内損害保険事業)

国内損害保険事業につきましては、当社グループの主要な事業領域として、業務プロセスの品質をさらに向上させ、魅力的な商品・サービスを提供すべく取り組みました。

三井住友海上では、自動車保険の新商品「ニューロング」をはじめGKシリーズの各商品を積極的に販売し、「GK」ブランドの浸透に努めました。また、住友生命保険相互会社との間の業務提携のもと、同社の子会社であるスミセイ損害保険株式会社の保険契約すべての移転を受けました。

あいおい損保及びニッセイ同和損保は、平成22年10月1日付で合併し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下、「あいおいニッセイ同和損保」といいます。）となりました。同社では、高品質でお客さまにご安心いただける商品・サービスを提供すべく、自動車保険、火災保険など同社の主要保険商品の共通ブランド「T O U G H」シリーズを新たに展開いたしました。

三井ダイレクト損害保険株式会社（以下、「三井ダイレクト」といいます。）では、インターネットの特性を活かした独自のビジネスモデルに基づき、補償内容がシンプルでわかりやすい商品を提供するとともに、保険契約者向けに「クルマ生活応援サービス」を開始するなど、サービスのさらなる充実に努めました。

#### (国内生命保険事業)

国内生命保険事業につきましては、当社グループの成長事業領域の一つと位置付け、品質向上を図りつつ、事業の拡大に取り組みました。

三井住友海上きらめき生命保険株式会社（以下、「きらめき生命」といいます。）では、先進医療などを手厚く保障する「新医療保険<sup>アルファ</sup>α」を積極的に販売いたしました。また、お客さまサービスと品質のさらなる向上を目指し、新システムを導入して保険証券の発行に至る契約事務の処理を迅速化するなど、業務プロセスの改革に取り組みました。

平成22年4月の経営統合に伴って当社のグループ会社となったあいおい生命保険株式会社（以下、

「あいおい生命」といいます。)では、収入保障保険、積立利率変動型終身保険などの主力商品の販売に注力いたしました。

また、きらめき生命とあいおい生命は、国内生命保険事業における事業基盤を拡大すべく、平成23年10月に合併することいたしました。

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(以下、「MSIメット生命」といいます。)では、金融機関との業務提携を拡大するなど、引き続き個人年金保険の販売基盤の強化に努めました。

なお、同社は、平成23年4月1日付で当社の完全子会社となり、同時に商号を「三井住友海上プライマリー生命保険株式会社」に変更いたしました。

### (海外事業)

海外事業につきましては、三井住友海上においてマレーシアの有力コングロマリットであるホンレオングループと損害保険事業・生命保険事業にわたる戦略的提携を行ったほか、中国における三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の拠点網の拡充を図るなど、アジア地域における事業基盤の拡大と競争力のさらなる強化に努めるとともに、市場環境の急激な変化に適切に対応するため、リスク管理のさらなる徹底に取り組みました。

### (金融サービス事業・リスク関連サービス事業)

金融サービス事業につきましては、三井住友海上やあいおいニッセイ同和損保において確定拠出年金の運営管理業務の受託に努めたほか、確定拠出年金対応商品、天候デリバティブの拡販及び住宅金融支援機構提携ローン「フラット35」の取扱いの拡大などに注力いたしました。

リスク関連サービス事業につきましては、従業員の健康増進策の策定を支援する企業向けサービスなど、各種サービスを積極的に提供いたしました。

## 当期の業績

以上の結果、当社の連結業績につきましては、保険引受収益が3兆1,658億円、資産運用収益が2,191億円、その他経常収益が199億円となり、これらを合計した経常収益は3兆4,049億円と前期に比べて73.5%の増加となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が2兆8,068億円、資産運用費用が609億円、営業費及び一般管理費が5,086億円、その他経常費用が74億円となった結果、3兆3,839億円と前期に比べて77.2

%の増加となりました。

この結果、経常利益は210億円となり、これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税などを加減した当期純利益は54億円と前期に比べて322億円、85.6%の減少となりました。

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

三井住友海上につきましては、正味収入保険料は1兆2,329億円と、前期に比べて2.5%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて2.1ポイント低下して68.3%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.6ポイント低下して33.9%となりました。当期純利益は228億円と、前期に比べて25億円の減少となりました。

あいおいニッセイ同和損保につきましては、正味収入保険料は1兆973億円となりました。また、正味損害率は68.2%、正味事業費率は35.6%となりました。当期純利益は114億円の損失となりました。

三井ダイレクトにつきましては、正味収入保険料は331億円と、前期に比べて2.1%の増加となりました。また、正味損害率は、76.6%と前期に比べて6.4ポイントの上昇となり、正味事業費率は、前期に比べて2.9ポイント低下して21.9%となりました。出資持分考慮後の当期純利益（セグメント利益）は2億円と、前期に比べて9億円の増加となりました。

きらめき生命につきましては、個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は前期に比べて13.3%増加し、1兆7,986億円となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は10兆1,381億円となりました。当期純利益は前期に比べて53億円の減少となり、53億円の損失となりました。

あいおい生命につきましては、個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は1兆445億円となり、これらを合計した当期末の保有契約高は6兆2,947億円となりました。当期純利益は18億円の損失となりました。

MS I メット生命につきましては、個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は2,537億円と、前期に比べて37.8%の減少となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて1.7%減少し、3兆830億円となりました。持分法による投資利益（セグメント利益）は93億円と、前期に比べて49億円の増加となりました。

海外保険子会社につきましては、正味収入保険料が1,806億円と、前期に比べて13.8%の増加となりました。当期純利益（セグメント利益）は45億円と、前期に比べて156億円の減少となりました。

## 対処すべき課題

今後のわが国経済は、個人消費が低迷し、厳しい雇用状況等が継続する中、東日本大震災の影響により、当面は景気の減速感が強まることが見込まれます。

保険業界におきましては、少子高齢化が進展し自動車保有台数が伸び悩むなど厳しい事業環境のもと、各社間の競争がますます激化しており、お客さまのニーズへの的確な対応と収益力の向上のための取組みが一層重要になっております。

このような中、当社グループは、安心と安全を提供する保険・金融グループとしての社会的使命を果たすべく、東日本大震災により被災されたお客さまへの対応に、グループ一丸となって取り組むとともに、中期経営計画「MS & ADニューフロンティア2013」に基づき、国内損害保険事業、国内生命保険事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連サービス事業の各事業において、あらゆるお客さまに高品質の商品・サービスをお届けして信頼を獲得し、また、事務・システム等の共有化及び業務の集約化を通じてグループシナジーを最大化することにより、重点領域及び成長領域に経営資源を投入してまいります。そして、これらの取組みによってグローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造し、MS & ADインシュアランスグループの持続的な成長と企業価値向上を実現してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告(以下の諸表を含みます。)における金額及び株数は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示しております。

## (2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

### イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (当期)
連結経常収益	—	2,040,013	1,962,689	3,404,942
連結経常利益(又は連結経常損失)	—	△ 13,044	52,695	21,005
連結当期純利益	—	8,192	37,640	5,420
連結純資産額	—	1,023,021	1,311,082	1,633,381
連結総資産	—	7,440,709	7,519,625	11,445,003

- (注) 1. 当社は平成20年4月1日設立のため、平成19年度については記載していません。  
 2. 当社は平成22年4月1日付の株式交換によりあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社を子会社としたため、連結経常収益及び連結総資産が増加しております。

### ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	—	38,073	40,018	69,143
受取配当金	—	35,250	37,375	65,528
保険業を営む子会社等	—	35,250	37,375	65,528
その他の子会社等	—	—	—	—
当期純利益	—	34,689	37,026	65,202
1株当たり当期純利益	—円—銭	82円38銭	88円37銭	104円48銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	—	780,551	769,963	1,347,051
保険業を営む子会社等株式等	—	756,614	761,714	1,311,662
その他の子会社等株式等	—	—	—	377

- (注) 1. 当社は平成20年4月1日設立のため、平成19年度については記載していません。  
 2. 当社は平成22年4月1日付の株式交換によりあいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社の株式のすべてを取得したため、子会社等株式が550,324百万円増加しております。

### (3) 企業集団の主要な事務所の状況

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
(保険持株会社) MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	本 社	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	平成22年 4月 1日
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	本 社	東京都中央区新川二丁目27番2号	平成13年10月 1日
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	本 社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	平成13年 4月 1日
三井ダイレクト損害保険株式会社	本 社	東京都文京区後楽一丁目5番3号	平成18年 1月 5日
(国内生命保険事業)			
三井住友海上きらめき生命保険株式会社	本 社	東京都千代田区神田錦町三丁目11番1号	平成18年 4月 1日
あいおい生命保険株式会社	本 社	東京都中央区日本橋三丁目1番6号	平成22年 9月 1日

### (4) 企業集団の使用人の状況

部門名	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
	名	名	名
(保険持株会社)			
MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	—	94	—
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	—	14,919	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	—	13,340	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	—	490	—
(国内生命保険事業)			
三井住友海上きらめき生命保険株式会社	—	1,420	—
あいおい生命保険株式会社	—	598	—
(海外事業)			
海外保険子会社	—	5,621	—
その他	—	56	—

- (注) 1. 使用人の数は就業人員の数であり、執行役員を含んでおりません。  
 2. その他欄には、保険会社以外の子会社が営む金融サービス事業及びリスク関連サービス事業の使用人の数を記載しております。  
 3. 当事業年度に事業セグメントの区分を変更したため、前期末及び当期増減については記載しておりません。なお、前期末の使用人の数は、当社50名、損害保険事業20,639名及び生命保険事業1,219名であります。

## (5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## (6) 企業集団の資金調達の状況

三井住友海上火災保険株式会社は、平成23年1月27日付で、三井住友海上火災保険株式会社第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付、発行総額700億円）を発行いたしました。

## (7) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

部 門 名	金 額
(保険持株会社) MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	51
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	17,611
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10,254
三井ダイレクト損害保険株式会社	358
(国内生命保険事業) 三井住友海上きらめき生命保険株式会社	468
あいおい生命保険株式会社	198
(海外事業) 海外保険子会社	672
その他	9

(注) その他欄には、保険会社以外の子会社が営む金融サービス事業及びリスク関連サービス事業の設備投資の金額を記載しております。

### ロ 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (8) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区	損害保険業務	大正7年10月21日	139,595百万円	100.0%	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	大正7年6月30日	100,005百万円	100.0%	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	損害保険業務	平成11年6月3日	32,600百万円	69.6%	—
三井住友海上きらめき生命保険株式会社	東京都千代田区	生命保険業務	平成8年8月8日	35,500百万円	100.0%	—
あいおい生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	平成8年8月8日	30,000百万円	100.0% (100.0%)	—
三井住友海上メットライフ生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	平成13年9月7日	41,060百万円	51.0%	—
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	ベンチャーキャピタル事業	平成2年12月6日	1,000百万円	100.0% (100.0%)	—
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資顧問業及び投資信託委託業	昭和60年7月15日	2,000百万円	27.5% (27.5%)	—
CSデスク株式会社	東京都渋谷区	損害保険事務代行業務	平成18年10月10日	3,300百万円	90.9% (90.9%)	—
エム エス アイ ジーホールディングス(アメリカス) インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク	持株会社	昭和63年10月21日	3,600千米ドル (299百万円)	100.0% (100.0%)	—
ミツイ スミトモ インシュアランスユーエスエー インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	昭和63年1月28日	5,000千米ドル (415百万円)	100.0% (100.0%)	—
ミツイ スミトモ インシュアランスカンパニー オブ アメリカ	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	平成13年3月29日	5,000千米ドル (415百万円)	100.0% (100.0%)	—
アイオイ ニッセイドウワ インシュアランスカンパニー オブ アメリカ	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	平成6年1月11日	5,000千米ドル (415百万円)	100.0% (100.0%)	—
デイトリック インシュアランスカンパニー リミテッド	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	昭和53年12月12日	2,500千米ドル (207百万円)	74.8% (74.8%)	—
デイトリック インシュアランスアンダーライターズ リミテッド	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	平成19年2月2日	2,500千米ドル (207百万円)	100.0% (100.0%)	—
ミツイ スミトモ セグロス エス エー	ブラジル サンパウロ	損害保険業務	昭和40年12月15日	281,368千 ブラジルレアル (14,285百万円)	99.0% (99.0%)	—
エム エス アイ ジーホールディングス(ヨーロッパ) リミテッド	イギリス ロンドン	持株会社	平成12年3月7日	541,843千 英ポンド (72,547百万円)	100.0% (100.0%)	—
ミツイ スミトモ インシュアランス(ロンドン マネジメント) リミテッド	イギリス ロンドン	持株会社	平成12年1月6日	35,960千 英ポンド (4,814百万円)	100.0% (100.0%)	—
ミツイ スミトモ インシュアランスカンパニー (ヨーロッパ) リミテッド	イギリス ロンドン	損害保険業務	昭和47年7月28日	66,900千 英ポンド (8,957百万円)	100.0% (100.0%)	—
ミツイ スミトモ インシュアランス(ロンドン) リミテッド	イギリス ロンドン	損害保険業務	昭和50年10月6日	529,107千 英ポンド (70,842百万円)	100.0% (100.0%)	—
エム エス アイ コーポレートキャピタル リミテッド	イギリス ロンドン	損害保険業務	平成12年1月7日	5,200千英ポンド (696百万円)	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
アイオイ ニッセイドウワ インシュアランス カンパニー オブ ヨーロッパ リミテッド	イギリス ロンドン	損害保険業務	平成16年11月12日	183,756千 英ポンド (24,603百万円)	100.0% (100.0%)	—
ドウワ インシュアランス カンパニー (ヨーロッパ) リミテッド	イギリス ロンドン	損害保険業務	昭和50年11月28日	10,000千 英ポンド (1,338百万円)	100.0% (100.0%)	—
アイオイ ニッセイドウワ ライフ インシュアランス オブ ヨーロッパ エージー	ドイツ イスマニング	生命保険業務	平成17年12月8日	5,000千ユーロ (587百万円)	100.0% (100.0%)	—
エム エス フロンティア ラインシュアランス リミテッド	バミューダ ハミルトン	損害保険業務	平成9年9月9日	294,588千米ドル (24,495百万円)	100.0% (100.0%)	—
ミツイ スミトモ ラインシュアランス リミテッド	アイルランド ダブリン	損害保険業務	平成11年2月11日	20,000千ユーロ (2,351百万円)	100.0% (100.0%)	—
エム エス アイ ジー ホールディングス (アジア) ピーティーイー リミテッド	シンガポール シンガポール	持株会社	平成16年9月23日	673,515千 シンガポールドル (44,391百万円)	100.0% (100.0%)	—
エム エス アイ ジー インシュアランス (シンガポール) ピーティーイー リミテッド	シンガポール シンガポール	損害保険業務	平成16年9月23日	333,442千 シンガポールドル (21,977百万円)	100.0% (100.0%)	—
エム エス アイ ジー ミンタイ インシュアランス カンパニー リミテッド	台湾 台北	損害保険業務	昭和36年9月22日	2,535百万 新台幣ドル (7,151百万円)	100.0% (100.0%)	—
ミツイ スミトモ インシュアランス (チャイナ) カンパニー リミテッド	中華人民共和国 上海	損害保険業務	平成19年9月6日	500,000千中国元 (6,340百万円)	100.0% (100.0%)	—
アイオイ ニッセイドウワ インシュアランス (チャイナ) カンパニー リミテッド	中華人民共和国 天津	損害保険業務	平成21年1月23日	260,000千中国元 (3,296百万円)	100.0% (100.0%)	—
エム エス アイ ジー インシュアランス (ホンコン) リミテッド	中華人民共和国 香港	損害保険業務	平成16年9月8日	1,625,842千 香港ドル (17,363百万円)	100.0% (100.0%)	—
エム エス アイ ジー インシュアランス (ベトナム) カンパニー リミテッド	ベトナム ハノイ	損害保険業務	平成21年2月2日	300,000百万 ベトナムドン (1,200百万円)	100.0% (100.0%)	—
ピー ティー アシュアランシー エム エス アイ ジー インドネシア	インドネシア ジャカルタ	損害保険業務	昭和50年12月17日	40,000百万 インドネシアルピア (384百万円)	80.0% (80.0%)	—
エム エス アイ ジー インシュアランス (タイランド) カンパニー リミテッド	タイ バンコク	損害保険業務	昭和58年4月14日	142,666千 タイバーツ (392百万円)	80.3% (80.3%)	—
エム エス アイ ジー インシュアランス (マレーシア) ペルハッド	マレーシア クアラルンプール	損害保険業務	昭和54年4月28日	333,142千 マレーシアリング (9,151百万円)	65.4% (65.4%)	—
ホンレオン アシュアランス ペルハッド	マレーシア ペタリンジャヤ	生命保険業務	昭和57年12月20日	200,000千 マレーシアリング (5,494百万円)	30.0% (30.0%)	—
エム エス アイ ジー インシュアランス (ラオ) カンパニー リミテッド	ラオス ピエンチャン	損害保険業務	平成21年9月18日	2,000千米ドル (166百万円)	51.0% (51.0%)	—

- (注) 1. 上表は重要な子会社等について記載しております。
2. 当事業年度から、以下の会社を新たに重要な子会社等として記載しております。
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
あいおい生命保険株式会社  
CSデスク株式会社  
アイオイ ニッセイドウワ インシュアランス カンパニー オブ アメリカ  
ディトリック インシュアランス カンパニー リミテッド  
ディトリック インシュアランス アンダーライターズ リミテッド  
アイオイ ニッセイドウワ インシュアランス カンパニー オブ ヨーロッパ リミテッド  
ドウワ インシュアランス カンパニー (ヨーロッパ) リミテッド  
アイオイ ニッセイドウワ ライフ インシュアランス オブ ヨーロッパ エージー  
アイオイ ニッセイドウワ インシュアランス (チャイナ) カンパニー リミテッド  
ホンレオン アシュアランス ベルハッド
3. 前事業年度に記載したミツイ スミトモ インシュアランス (シンガポール) ピーティーイー リミテッド (現 エム エス アイ エス ピーティーイー リミテッド) は、当事業年度中にエム エス アイ ジー インシュアランス (シンガポール) ピーティーイー リミテッドに事業の全部を譲渡したことにより重要な子会社等に該当しなくなったため、記載しておりません。
4. 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社は、平成23年4月1日付で会社名を三井住友海上プライマリー生命保険株式会社に変更しております。
5. 資本金欄の( )内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。
6. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の( )内には、間接所有に係る議決権比率を記載しております。

## (9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成22年4月1日	当社は、あいおい損害保険株式会社及びニッセイ同和損害保険株式会社の株式のすべてを、当社を株式交換完全親会社とする株式交換により取得いたしました。
平成22年10月1日	子会社であるエム エス アイ ジー インシュアランス (マレーシア) ベルハッドは、新株式を交付する方法によりホンレオン アシュアランス ベルハッドの損害保険事業を譲り受けました。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 || 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
江頭 敏明	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	三井住友海上火災保険株式会社 取締役会長 会長執行役員	—
立山 一郎	代表取締役 執行役員 社長補佐	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社取締役会長	—
児玉 正之	代表取締役 執行役員 社長補佐	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社取締役副会長	—
柄澤 康喜	代表取締役 執行役員 社長補佐	三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長 社長執行役員	—
藤本 進	取締役 専務執行役員 コンプライアンス部、リ スク管理部、監査部 三井住友海上きらめき生 命保険株式会社、三井住 友海上メットライフ生命 保険株式会社、三井ダイ レクト損害保険株式会社	—	—
堀本 修平	取締役 常務執行役員 総合企画部、広報・IR 部、グループ事業支援 部、監査部	—	—
鈴木 久仁	取締役 執行役員 経営全般補佐	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社取締役社長	—
米田 正典	取締役 執行役員 経営全般補佐	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社取締役 副社長執行役 員	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 克朗	取締役 執行役員 経営全般補佐	三井住友海上火災保険株式会社 取締役専務執行役員	—
関 俊彦	取締役（社外役員）	東北大学名誉教授 法政大学法科大学院教授	—
渡邊 顯	取締役（社外役員）	成和明哲法律事務所弁護士 ジャパンパイル株式会社取締役 （社外取締役） 前田建設工業株式会社取締役 （社外取締役） 株式会社ファーストリテイリング 監査役（社外監査役） 株式会社角川グループホール ディングス監査役（社外監査役）	—
梅津 光弘	取締役（社外役員）	慶應義塾大学商学部准教授兼国 際センター副所長 三菱石油株式会社取締役（社外 取締役）	—
角田 大憲	取締役（社外役員）	中村・角田・松本法律事務所弁 護士 株式会社アイネス監査役（社外 監査役）	—
山下 尚	監査役（常勤）	能美防災株式会社監査役（社外 監査役）	—
應地 正彦	監査役（常勤）	—	—
安田 莊助	監査役（社外役員）	仰星監査法人特別顧問 仰星税理士法人代表社員 株式会社野村総合研究所監査役 （社外監査役）	公認会計士として、 財務及び会計に関する 相当程度の知見を 有しております。
野村 晋右	監査役（社外役員）	野村綜合法律事務所弁護士 株式会社三井住友フィナンシャ ルグループ取締役（社外取締役） 大日本印刷株式会社監査役（社 外監査役）	—
手塚 裕之	監査役（社外役員）	西村あさひ法律事務所弁護士 昭和電工株式会社監査役（社外 監査役）	—

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に  
 対し、取締役関 俊彦氏、渡邊 顯氏、梅津光弘氏及び角田大憲氏並びに監査役安田莊助氏、野  
 村晋右氏及び手塚裕之氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役  
 員届出書を提出しております。
2. 当社は執行役員制度を導入しております。平成23年3月31日現在の執行役員（執行役員を兼  
 務する取締役を除く。）は次のとおりであります。

常務執行役員	梅 村 孝 義	総務部、人事部、経理部
執行役員	岸 本 保 夫	金融サービス事業関連事項
執行役員	太 田 誠 一	商品関連事項
執行役員	藤 井 史 朗	事務・システム関連事項
執行役員	土 屋 光 弘	販売関連事項
執行役員	畑 岡 康 二 郎	損害サービス関連事項

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	13名	269
監 査 役	5名	75
計	18名	345

- (注) 株主総会の決議により、取締役の報酬は年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額6,000万円以内。）、監査役の報酬は年額1億1,000万円以内とする旨を定めております。

## 3 || 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
(社外取締役)	
関 俊 彦	東北大学名誉教授 法政大学法科大学院教授
渡 邊 顯	成和明哲法律事務所弁護士 ジャパンパイル株式会社取締役 (社外取締役) 前田建設工業株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社ファーストリテイリング監査役 (社外監査役) 株式会社角川グループホールディングス監査役 (社外監査役)
梅 津 光 弘	慶應義塾大学商学部准教授兼国際センター副所長 三愛石油株式会社取締役 (社外取締役)
角 田 大 憲	中村・角田・松本法律事務所弁護士 株式会社アイネス監査役 (社外監査役)
(社外監査役)	
安 田 莊 助	仰星監査法人特別顧問 仰星税理士法人代表社員 株式会社野村総合研究所監査役 (社外監査役)
野 村 晋 右	野村綜合法律事務所弁護士 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (社外取締役) 大日本印刷株式会社監査役 (社外監査役)
手 塚 裕 之	西村あさひ法律事務所弁護士 昭和電工株式会社監査役 (社外監査役)

- (注) 1. 前田建設工業株式会社は、当社の株式を保有しております。  
2. 株式会社野村総合研究所は、当社との間で業務委託取引があります。  
3. 大日本印刷株式会社は、当社の株式を保有しております。  
4. その他の兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
関 俊彦 (社外取締役)	3年	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に法律学者としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
渡 邊 顯 (社外取締役)	1年	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
梅 津 光 弘 (社外取締役)	1年	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に企業倫理等研究者としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
角 田 大 憲 (社外取締役)	1年	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
安 田 莊 助 (社外監査役)	3年	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回、監査役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に公認会計士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
野 村 晋 右 (社外監査役)	1年	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち9回、監査役会12回のうち10回に出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
手 塚 裕 之 (社外監査役)	1年	当事業年度中に開催の取締役会12回すべて、監査役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。

- (注) 1. 各氏の在任期間は、就任日から平成23年3月31日までの期間であります。
2. 会社法第370条に定める書面決議による取締役会の回数は除いております。
3. 角田大憲氏は、平成20年4月1日付で当社監査役に就任し、平成22年3月31日付で退任いたしました。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) 関 俊彦 渡 邊 顯 梅 津 光弘 角 田 大憲	当社は各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額となります。
(社外監査役) 安 田 莊助 野 村 晋右 手 塚 裕之	

### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	71	2

- (注) 1. 保険持株会社からの報酬等の内訳は、社外取締役48百万円、社外監査役23百万円であります。  
2. 保険持株会社の親会社等からの報酬等の支給人数は、2名であります。

### (5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 || 株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数	900,000 千株
発行済株式の総数	633,291 千株

### (2) 当年度末株主数 75,828 名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
トヨタ自動車株式会社	52,610	8.3
日本生命保険相互会社	36,325	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	29,884	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,010	4.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	24,770	3.9
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	10,643	1.7
NATSCUMCO	9,159	1.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	8,817	1.4
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	8,027	1.3
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	7,674	1.2

(注) 当社は自己株式11,379千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

## 5 || 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6 || 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 森 公高 指定有限責任社員 平栗 郁朗 指定有限責任社員 久野 佳樹	15	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は280百万円であります。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額等を含めております。  
3. 有限責任あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で名称をあずさ監査法人から変更しております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

上記について当社において定めた方針は、次のとおりであります。

取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、監査役会の同意を得て、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する手続きを行います。

- 当社の会計監査人以外の監査法人が当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしている事実  
当社の重要な子法人等のうち、エム エス アイ コーポレート キャピタル リミテッド、ア  
イオイ ニッセイドウワ インシュアランス カンパニー オブ ヨーロッパ リミテッドなど  
は、有限責任あずさ監査法人以外の監査法人により監査を受けております。

## 7 || 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 || 業務の適正を確保するための体制

上記体制の整備について、当社取締役会において決議した内容の概要は次のとおりであります。

### (1) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

直接出資会社との間で締結する経営管理契約に基づき、グループの基本方針について遵守を求めるとともに、直接出資会社の重要事項について、当社の承認又は当社への報告を求める。また、原則として、孫会社については、経営管理契約に基づき、直接出資会社が自らの子会社について適切に経営管理を行う。

### (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入するとともに社外取締役を選任し、取締役の員数を15名以内とする。

### (3) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及びグループ会社は、当社の取締役会が策定する「MS & ADインシュアランス グループコンプライアンス基本方針」に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行う。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を徹底する。

- ② 当社及びグループ会社におけるコンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のコンプライアンス推進状況を定期的に取り締役会に報告する。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行い、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じる。なお、組織的又は個人による不正・違法・反倫理的行為について、全役職員が社内の窓口及び社外の弁護士に直接通報できるグループ内部通報制度を設ける。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（統合リスク管理体制）

- ① 「MS & ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従い、当社及びグループ会社で基本的な考え方を共有するとともに、統合リスク管理を適切に行うため、リスク管理部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のリスク及びリスク管理状況を定期的に取り締役会に報告する。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク及びリスク管理状況のモニタリングを行い、同委員会における協議結果（統合リスク管理（定量）確認結果を含む）に基づきリスクの回避・削減などの必要な措置を講じる。
- ② グループ会社の危機管理・事業継続計画の整備状況を確認するとともに、グループ全体の危機管理・事業継続計画を整備する。

#### (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

監査役のうち最低1名は経理又は財務に関して十分な知識を有する者を選任する。また、「MS & ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、財務情報その他グループに関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。情報開示委員会は、当社及びグループ会社における「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況並びに情報開示統制の有効性を検証する。

#### (6) 内部監査の実効性を確保するための体制

「MS & ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、グループすべての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、効率的かつ実効性のある内部監査を実行する。当社の内部監査部門は、当社及びグループ国内保険会社が実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、被監査部門における改善状況等を当社の取締役会に報告する。

## (7) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

## (8) 監査役監査の実効性を確保するための体制

### ① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役の職務を補助するため、監査役室を設け専任の従業員を置く。監査役室の組織変更、上記従業員の人事異動及び懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、人事考課についても監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。

### ② 監査役への報告に関する体制

取締役及び執行役員は、法令に定める事項のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況及び内容を遅滞なく監査役会に報告する。従業員は、経営上重大な不正・違法行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、監査役会に直接報告することができるものとする。

### ③ その他

監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席する。また、取締役社長及び代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。

## 9 || 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 10 || その他

該当事項はありません。